

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(件数及び単位)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>別表</u>に定める単位については、閲覧は1種類1冊をもって1件とし、公図は1枚をもって1件とする。ただし、住民基本台帳の閲覧については、1世帯をもって1件とする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(<u>別表40の項から55の項までに規定する事務に係るものを除く。</u>)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 <u>戸籍に関し法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の規定がある場合の証明及びこれと同一目的に使用するための住民票の写しの交付については、手数料を免除する。</u></p> <p>3 <u>別表40の項から55の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</u></p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(件数及び単位)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>別表第1</u>に定める単位については、閲覧は1種類1冊をもって1件とし、公図は1枚をもって1件とする。ただし、住民基本台帳の閲覧については、1世帯をもって1件とする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(<u>別表第1の39の項から54の項までに規定する事務に係るものを除く。</u>)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 <u>別表第2に掲げる者については、戸籍事項及び住民票の記載事項の証明をする場合に限り、その手数料を免除する。</u></p> <p>3 <u>別表第1の39の項から54の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</u></p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p>

別表 (第2条、第5条、第8条関係)

項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
1	税務関係各種証明及び公図、土地閲覧台帳又は家屋閲覧台帳の閲覧	1件につき	200円
2	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧(同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場を除外。)及び同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項その他固定資産税に係る事項の証明	6筆又は6棟ごとにつき(償却資産については、1件につき)	200円
3	地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳の閲覧(地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場を除外。)又は証明	1納税義務者につき	200円
4	固定資産課税台帳に登録がないことの証明	1件につき	200円
5	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
6	地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付	1件につき	200円
7	住民基本台帳の閲覧、住民票(除票を含む。)の写しの交付(広域交付を含む。)	1件につき	200円

別表第1(第2条、第5条、第8条関係)

項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
1	税務関係各種証明及び公図、土地閲覧台帳又は家屋閲覧台帳の閲覧	1件につき	200円
2	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧(同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場を除外。)及び同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項その他固定資産税に係る事項の証明	6筆又は6棟ごとにつき(償却資産については、1件につき)	200円
3	地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳の閲覧(地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場を除外。)又は証明	1納税義務者につき	200円
4	固定資産課税台帳に登録がないことの証明	1件につき	200円
5	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
6	地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付	1件につき	200円
7	住民基本台帳の閲覧、住民票(除票を含む。)の写しの交付(広域交付を含む。)	1件につき	200円

	む。)及び印鑑登録証明その他の各種証明				む。)及び印鑑登録証明その他の各種証明		
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件につき	500円	8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件につき	500円
9	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件につき	800円	9	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件につき	800円
10	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円	10	戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
11	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円	11	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円
12	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1	350円	12	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項	350円

		件につき	
13	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	450円
14	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円
15	前項の届出のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付で法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円
16	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	1件につき	350円
17	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可	1車両につき	750円
18	認可地縁団体印鑑登録証明	1件につき	200円
19	狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	3,000円
20	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円

		1件につき	
13	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	450円
14	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円
15	前項の届出のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付で法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円
16	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	1件につき	350円
17	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可	1車両につき	750円
18	認可地縁団体印鑑登録証明	1件につき	200円
19	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	3,000円
20	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円

21	<u>狂犬病予防法施行令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料</u>	1頭につき	1,600円	21	<u>狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料</u>	1頭につき	1,600円
22	<u>狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料</u>	1頭につき	340円	22	<u>狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料</u>	1頭につき	340円
23	<u>鳥獣飼養登録票の交付若しくは再交付又は更新</u>	1件につき	3,400円	23	<u>鳥獣飼養登録票の交付若しくは再交付又は更新</u>	1件につき	3,400円
24	<u>化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項の規定に基づく化製場の設置許可</u>	1件につき	22,000円	24	<u>化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条第1項の規定に基づく化製場の設置許可</u>	1件につき	22,000円
25	<u>化製場等に関する法律第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場(第8条準用施設を含む。)の設置許可</u>	1件につき	14,000円	25	<u>化製場等に関する法律第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場(第8条準用施設を含む。)の設置許可</u>	1件につき	14,000円
26	<u>化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可</u>	1件につき	8,000円	26	<u>化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可</u>	1件につき	8,000円
27	<u>道路台帳及び官民境界を確定するための資料の写しの交付</u>	1件につき	200円(カラーで複写され、又は出力されたものが含まれる場合にあっては、400円)	27	<u>道路台帳及び官民境界を確定するための資料の写しの交付</u>	1件につき	200円(カラーで複写され、又は出力されたものが含まれる場合にあっては、400円)
28	<u>土木関係各種証明</u>	1件につき	200円	28	<u>土木関係各種証明</u>	1件につき	200円
29	<u>埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号)に基づく屋外広告物</u>			29	<u>埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号)に基づく屋外広告物</u>		

許可		
(1) 広告塔又は広告板	1平方メートルにつき (ただし、1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。)	350円
(2) 紙製又は布製の立看板	1個につき	170円
(3) 前号に規定するもの以外の立看板	1個につき	350円
(4) 掛看板	1個につき	700円
(5) 広告幕(つり下げを含む。)	1張につき	350円
(6) 広告旗	1本につき	350円
(7) 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)	1個につき	350円
(8) 標識利用広告	1個につき	170円
(9) アドバルーン	1個につき	1,750円
(10) アーチ利用広告	1基につき	3,500円
(11) はり紙	50枚につき (ただし、50枚未満の場合は、50	350円

許可		
(1) 広告塔又は広告板	1平方メートルにつき (ただし、1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。)	350円
(2) 紙製又は布製の立看板	1個につき	170円
(3) 前号に規定するもの以外の立看板	1個につき	350円
(4) 掛看板	1個につき	700円
(5) 広告幕(つり下げを含む。)	1張につき	350円
(6) 広告旗	1本につき	350円
(7) 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告(はり紙及びはり札を除く。)	1個につき	350円
(8) 標識利用広告	1個につき	170円
(9) アドバルーン	1個につき	1,750円
(10) アーチ利用広告	1基につき	3,500円
(11) はり紙	50枚につき (ただし、50枚未満の場合は、50	350円

	(12) はり札	枚とする。) 10枚につき (ただし、10枚未満の場合は、10枚とする。)	350円		(12) はり札	枚とする。) 10枚につき (ただし、10枚未満の場合は、10枚とする。)	350円
	(13) 自動車利用広告				(13) 自動車利用広告		
	ア 広告宣伝用自動車を利用するもの	1台につき	2,000円		ア 広告宣伝用自動車を利用するもの	1台につき	2,000円
	イ アに規定するもの以外のもの	1台につき	800円		イ アに規定するもの以外のもの	1台につき	800円
30	優良宅地造成認定の申請に対する審査			30	優良宅地造成認定の申請に対する審査		
	(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	86,000円		(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	86,000円
	(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	130,000円		(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	130,000円
	(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	190,000円		(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	190,000円
	(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	260,000円		(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	260,000円
	(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	390,000円		(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	390,000円
	(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	510,000円		(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	510,000円
	(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール	1件につき	660,000円		(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール	1件につき	660,000円

	以上10ヘクタール未満のもの (8)造成宅地の面積が10ヘクタール 以上のもの	1件につき	870,000円		以上10ヘクタール未満のもの (8)造成宅地の面積が10ヘクタール 以上のもの	1件につき	870,000円
31	優良宅地認定証明の申請に対する 審査	1件につき	86,000円	31	優良宅地認定証明の申請に対する 審査	1件につき	86,000円
32	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条第1項又は第2項の規定に基づ く開発行為の許可の申請に対する審 査 (1) 主として自己の居住の用に供す る住宅の建築の用に供する目的で 行う開発行為 ア 開発区域の面積が0.1ヘクター ル未満のもの イ 開発区域の面積が0.1ヘクター ル以上0.3ヘクタール未満のもの ウ 開発区域の面積が0.3ヘクター ル以上0.6ヘクタール未満のもの エ 開発区域の面積が0.6ヘクター ル以上1ヘクタール未満のもの オ 開発区域の面積が1ヘクタール 以上3ヘクタール未満のもの カ 開発区域の面積が3ヘクタール 以上6ヘクタール未満のもの キ 開発区域の面積が6ヘクタール	1件につき	8,600円	32	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条第1項又は第2項の規定に基づ く開発行為の許可の申請に対する審 査 (1) 主として自己の居住の用に供す る住宅の建築の用に供する目的で 行う開発行為 ア 開発区域の面積が0.1ヘクター ル未満のもの イ 開発区域の面積が0.1ヘクター ル以上0.3ヘクタール未満のもの ウ 開発区域の面積が0.3ヘクター ル以上0.6ヘクタール未満のもの エ 開発区域の面積が0.6ヘクター ル以上1ヘクタール未満のもの オ 開発区域の面積が1ヘクタール 以上3ヘクタール未満のもの カ 開発区域の面積が3ヘクタール 以上6ヘクタール未満のもの キ 開発区域の面積が6ヘクタール	1件につき	8,600円
		1件につき	22,000円			1件につき	22,000円
		1件につき	43,000円			1件につき	43,000円
		1件につき	86,000円			1件につき	86,000円
		1件につき	130,000円			1件につき	130,000円
		1件につき	170,000円			1件につき	170,000円
		1件につき	220,000円			1件につき	220,000円

以上10ヘクタール未満のもの			
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	300,000円	
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為			
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	13,000円	
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	30,000円	
ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	65,000円	
エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	120,000円	
オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	200,000円	
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	270,000円	
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	340,000円	
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	480,000円	
(3) その他の開発行為			
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール	1件につき	86,000円	

以上10ヘクタール未満のもの			
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	300,000円	
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為			
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	13,000円	
イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	30,000円	
ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	65,000円	
エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	120,000円	
オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	1件につき	200,000円	
カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	1件につき	270,000円	
キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	1件につき	340,000円	
ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	1件につき	480,000円	
(3) その他の開発行為			
ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール	1件につき	86,000円	

	<u>ル未満のもの</u>		
	<u>イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	130,000円
	<u>ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	190,000円
	<u>エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	260,000円
	<u>オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	390,000円
	<u>カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	510,000円
	<u>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	660,000円
	<u>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</u>	1件につき	870,000円
33	<u>都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査</u>	1件につき	次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。
	<u>(1) 開発行為に関する設計の変更</u> <u>(次号のみに該当する場合を除く。)</u>	1件につき	開発区域の面積 (次号に規定する変更を伴う場

	<u>ル未満のもの</u>		
	<u>イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	130,000円
	<u>ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	190,000円
	<u>エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	260,000円
	<u>オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	390,000円
	<u>カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	510,000円
	<u>キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</u>	1件につき	660,000円
	<u>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの</u>	1件につき	870,000円
33	<u>都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査</u>	1件につき	次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。
	<u>(1) 開発行為に関する設計の変更</u> <u>(次号のみに該当する場合を除く。)</u>	1件につき	開発区域の面積 (次号に規定する変更を伴う場

			合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に同じ前項金額の欄に定める額に10分の1を乗じて得た金額				合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に同じ前項金額の欄に定める額に10分の1を乗じて得た金額
	(2) <u>新たな土地の開発区域への編入に係る同法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更</u>	1件につき	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項金額の欄に定める金額		(2) <u>新たな土地の開発区域への編入に係る同法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更</u>	1件につき	新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項金額の欄に定める金額
	(3) <u>その他の変更</u>	1件につき	10,000円		(3) <u>その他の変更</u>	1件につき	10,000円
34	<u>都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請</u>	1件につき	46,000円		<u>都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請</u>	1件につき	46,000円
35	<u>都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請</u>	1件につき	26,000円		<u>都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請</u>	1件につき	26,000円
36	<u>都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請</u>				<u>都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請</u>		
	(1) <u>敷地の面積が0.1ヘクタール未</u>	1件につき	6,900円		(1) <u>敷地の面積が0.1ヘクタール未</u>	1件につき	6,900円

	満のもの				満のもの		
	(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	18,000円		(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき	18,000円
	(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	39,000円		(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき	39,000円
	(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	69,000円		(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	1件につき	69,000円
	(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき	97,000円		(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	1件につき	97,000円
37	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請			37	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請		
	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1件につき	1,700円		(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1件につき	1,700円
	(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供す	1件につき	2,700円		(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外	1件につき	2,700円

	<p>るものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、前2号以外のもの</p>	1件につき	17,000円		<p>るものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、前2号以外のもの</p>	1件につき	17,000円
38	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき	470円		都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙一枚につき	470円
39	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき	6,000円		都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき	6,000円
40	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査</p> <p>(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートル</p>	1件につき	7,000円		<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査</p> <p>(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートル</p>	1件につき	7,000円
		1件につき	14,000円			1件につき	14,000円
		1件につき	24,000円			1件につき	24,000円

	<u>ルを超え200平方メートル以内のもの</u>		
	<u>の</u>		
	(4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	31,000円
	<u>の</u>		
	(5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	58,000円
	<u>もの</u>		
	(6) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	78,000円
	<u>もの</u>		
	(7) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	235,000円
	<u>もの</u>		
	(8) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	1件につき	420,000円
41	<u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定に係る部分の審査</u>		
	(1) <u>次号に掲げるもの以外のもの</u>	一の建築物につき	171,480円
	(2) <u>構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</u>	一の建築物につき	118,560円

	<u>ルを超え200平方メートル以内のもの</u>		
	<u>の</u>		
	(4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	31,000円
	<u>の</u>		
	(5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	58,000円
	<u>もの</u>		
	(6) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	78,000円
	<u>もの</u>		
	(7) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	235,000円
	<u>もの</u>		
	(8) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	1件につき	420,000円
41	<u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定に係る部分の審査</u>		
	(1) <u>次号に掲げるもの以外のもの</u>	一の建築物につき	171,480円
	(2) <u>構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</u>	一の建築物につき	118,560円

42	<u>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物に関する確認</u> (1) <u>工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> (2) <u>確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</u>	一の工作物につき 一の工作物につき	12,000円 5,000円	42	<u>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物に関する確認</u> (1) <u>工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> (2) <u>確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</u>	一の工作物につき 一の工作物につき	12,000円 5,000円
43	<u>建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外)</u> (1) <u>床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの</u> (2) <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> (3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	14,000円 17,000円 24,000円 35,000円	43	<u>建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外)</u> (1) <u>床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの</u> (2) <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> (3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	14,000円 17,000円 24,000円 35,000円

	の				の		
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円		(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	59,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	82,000円		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	82,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	208,000円		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	208,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	331,000円		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	331,000円
44	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合)			44	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合)		
	(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円		(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円		(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円		(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円

	の (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円		の (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
	の (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	57,000円		の (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	57,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	77,000円		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	77,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	191,000円		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	191,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	315,000円		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	315,000円
45	建築基準法第88条第1項において適用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査	一の工作物につき	12,000円	45	建築基準法第88条第1項において適用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査	一の工作物ごとに	12,000円
46	建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査 (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)	1件につき	13,000円	46	建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査 (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)	1件につき	13,000円

	が30平方メートル以内のもの		
	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	52,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	72,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	165,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	261,000円
47	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の中間検査	一の工作物につき	12,000円
48	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可	1件につき	120,000円

	が30平方メートル以内のもの		
	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	52,000円
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	72,000円
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	165,000円
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	261,000円
47	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の中間検査	一の工作物ごとに	12,000円
48	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可	1件につき	120,000円

49	<u>建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定</u>	1件につき	建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	49	<u>建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定</u>	1件につき	建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
50	<u>建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定</u>	1件につき	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	50	<u>建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定</u>	1件につき	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
51	<u>建築基準法第86条の2第1項の規定</u>	1件につき	建築物(一敷地	51	<u>建築基準法第86条の2第1項の規定</u>	1件につき	建築物(一敷地

	に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定		内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定		内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
52	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による認定取消し	1件につき	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	52	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による認定取消し	1件につき	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
53	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	27,000円	53	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき	27,000円

54	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	1件につき	27,000円	54	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	1件につき	27,000円
55	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	1件につき	27,000円	55	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定	1件につき	27,000円
56	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定(変更を含む。)又は廃止の申請に対する審査	1件につき	50,000円	56	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定(変更を含む。)又は廃止の申請に対する審査	1件につき	50,000円
57	建築基準法第43条第2項第1号に規定する建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定	1件につき	27,000円	57	建築基準法第43条第2項第1号に規定する建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定	1件につき	27,000円
58	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に係る図面の写しの交付	1件につき	400円	58	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に係る図面の写しの交付	1件につき	400円
59	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)等の写しの交付	1件につき	400円	59	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)等の写しの交付	1件につき	400円
60	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付	1件につき	400円	60	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付	1件につき	400円
61	優良住宅新築認定			61	優良住宅新築認定		
	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	6,200円		(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	6,200円
	(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	8,600円		(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	8,600円

	(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000円
	(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
	(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	43,000円
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査 (1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建	1件につき	新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける

	(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	13,000円
	(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	35,000円
	(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	43,000円
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査 (1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建	1件につき	新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける

<p><u>ての住宅のもの</u></p>	<p>ことの申出(以下この項において「<u>審査申出</u>」という。)を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) <u>前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</u></p>	<p>1件につき 新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(3) <u>住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、</u></p>	<p>1件につき 23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に</p>

<p><u>ての住宅のもの</u></p>	<p>ことの申出(以下この項において「<u>審査申出</u>」という。)を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) <u>前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</u></p>	<p>1件につき 新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(3) <u>住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、</u></p>	<p>1件につき 23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に</p>

一戸建ての住宅のもの		規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(4) 前号に規定する設計住宅性能評 価書の写しを添付した認定審査の うち、共同住宅等の床面積の合計が 500平方メートル以下のもの	1件につき	72,000円。ただ し、審査申出を 併せて行う場合 は、40の項又は4 1の項の各号に 規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(5) 第1号に規定する適合証又は第3 号に規定する設計住宅性能評価書 の写しの添付がない認定審査のう ち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は5 7,000円、増築又 は改築の場合は 85,000円。ただ し、審査申出を 併せて行う場合 は、40の項又は4 1の項の各号に 規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(6) 第1号に規定する適合証又は第3 号に規定する設計住宅性能評価書 の写しの添付がない認定審査のう ち、共同住宅等の床面積の合計が50	1件につき	新築の場合は12 7,000円、増築又 は改築の場合は 194,000円。ただ

一戸建ての住宅のもの		規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(4) 前号に規定する設計住宅性能評 価書の写しを添付した認定審査の うち、共同住宅等の床面積の合計が 500平方メートル以下のもの	1件につき	72,000円。ただ し、審査申出を 併せて行う場合 は、39の項又は4 0の項の各号に 規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(5) 第1号に規定する適合証又は第3 号に規定する設計住宅性能評価書 の写しの添付がない認定審査のう ち、一戸建ての住宅のもの	1件につき	新築の場合は5 7,000円、増築又 は改築の場合は 85,000円。ただ し、審査申出を 併せて行う場合 は、39の項又は4 0の項の各号に 規定する手数料 の額を加算した 額とする。
(6) 第1号に規定する適合証又は第3 号に規定する設計住宅性能評価書 の写しの添付がない認定審査のう ち、共同住宅等の床面積の合計が50	1件につき	新築の場合は12 7,000円、増築又 は改築の場合は 194,000円。ただ

0平方メートル以下のもの		し、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(7) <u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</u>	1件につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(8) <u>長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</u>	1件につき	2,200円
(9) <u>長期優良住宅普及促進法第10条</u>	1件につき	2,200円

0平方メートル以下のもの		し、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(7) <u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</u>	1件につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(8) <u>長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</u>	1件につき	2,200円
(9) <u>長期優良住宅普及促進法第10条</u>	1件につき	2,200円

に規定する地位の承継の承認審査			に規定する地位の承継の承認審査				
63	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p> <p>イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>オ 申請住戸数が25戸を超えるもの</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部</p>	次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。)		63	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p> <p>イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>オ 申請住戸数が25戸を超えるもの</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部</p>	次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。)	
	1件につき	5,000円		1件につき	5,000円		
	1件につき	10,000円		1件につき	10,000円		
	1件につき	18,000円		1件につき	18,000円		
	1件につき	31,000円		1件につき	31,000円		
	1件につき	52,000円		1件につき	52,000円		

	分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
	(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、41の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
64	都市の低炭素化の促進に関する法		次に掲げる額を

	分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
	(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
	(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
64	都市の低炭素化の促進に関する法		次に掲げる額を

律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		合計した額(第5号及び第6号を除く。)
(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査		合計した額(第5号及び第6号を除く。)
(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(イからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの	1件につき	38,000円
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき	203,000円
(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(次号に掲げる場合を除く。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		

ア	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5)	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6)	前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計

ア	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	250,000円
イ	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
ア	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ	床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5)	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6)	前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計

			算適合性判定を併せて行う場合は、41の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額				算適合性判定を併せて行う場合は40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
65	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u> ア <u>一戸建ての住宅</u>	1件につき	次に掲げる額を合計した額(第5号を除く。) 5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。	65	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u> (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u> ア <u>一戸建ての住宅</u>	1件につき	次に掲げる額を合計した額(第5号を除く。) 5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
	イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅</u>				イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅</u>		

部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	1件につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	1件につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に

部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	1件につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	1件につき	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に

<p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>規定する手数料の額を加算した額とする。 31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u> ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した</p>
<p>(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した</p>

<p>(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>規定する手数料の額を加算した額とする。 31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u> ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した</p>
<p>(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した</p>

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	額とする。 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	額とする。 44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料

<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	<p>の額を加算した額とする。</p>
		<p>267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<p>432,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築</p>		

<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	1件につき	<p>の額を加算した額とする。</p>
		<p>267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<p>432,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築</p>		

<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当</p>
--	--	---

<p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当</p>
--	--	---

	に対する審査		該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。		に対する審査		該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、39の項又は40の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p>	66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p>

(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	23,000円
ウ <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	11,000円
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	31,000円
(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u>		
ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	1件につき	40,000円
(イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	44,000円
イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に</u>		

(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	23,000円
ウ <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	11,000円
(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	31,000円
(2) <u>前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u>		
ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	1件につき	40,000円
(イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	44,000円
イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に</u>		

<p>応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>80,000円</p> <p>135,000円</p> <p>20,000円</p> <p>22,000円</p> <p>38,000円</p> <p>66,000円</p>
---	---	--

<p>応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>80,000円</p> <p>135,000円</p> <p>20,000円</p> <p>22,000円</p> <p>38,000円</p> <p>66,000円</p>
---	--	--

内のもの		
(4) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	267,000円
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	432,000円
(5) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	102,000円
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	171,000円

内のもの		
(4) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	267,000円
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	432,000円
(5) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	102,000円
イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	171,000円

別表第2(第8条関係)

項	戸籍事項等の証明手数料を免除する者
1	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第45条の規定に該当する者
2	国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第32条の規定に該当する者
3	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第6条の規定に該当する者
4	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第95条又は第172条の規定に該当する者
5	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第114条の規定に該当する者
6	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第112条の規定に該当する者
7	国民年金法(昭和34年法律第141号)第104条の規定に該当する者
8	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第87条の規定に該当する者
9	社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)第26条の規定に該当する者
10	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第27条の規定に該当する者
11	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の25の規定に該当する者
12	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第34条の規定に該当する者
13	小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第30条の規定に該当する者

	る者
14	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第66条の規定に該当する者
15	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第59条の規定に該当する者
16	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第143条の規定に該当する者
17	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第75条の規定に該当する者
18	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)第19条の規定に該当する者
19	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第48条の規定に該当する者
20	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第26条の規定に該当する者
21	健康保険法(大正11年法律第70号)第196条の規定に該当する者
22	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第83条の規定に該当する者
23	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)第33条の規定に該当する者
24	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)第103条の規定に該当する者
25	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第136条の規定に該当する者
26	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第19条の規定に該当する者

